

被告主張額の内訳表（過少申告加算税）

（単位：円）

項目		事業年度	H19年 8 月 期	H20年 6 月 期	摘 要
加算税の対象となる税額		①	909,000	6,581,700	別表1の「⑱」欄
期限内申告税額		②	0	0	甲第1号証の3, 4「申告又は更正前の金額」の「14」欄
②の金額と50万円のいずれか多い方の金額		③	500,000	500,000	国税通則法65条2項
「①-③」の金額		④	409,000	6,081,700	
通常分	過少申告加算税の基礎となる税額 (①) (1万円未満の端数切捨て)	⑤	900,000	6,580,000	
	過少申告加算税の割合	⑥	10%	10%	国税通則法65条1項
	過少申告加算税の額 (⑤×⑥)	⑦	90,000	658,000	
加重分	過少申告加算税の基礎となる税額 (④) (1万円未満の端数切捨て)	⑧	400,000	6,080,000	
	過少申告加算税の割合	⑨	5%	5%	国税通則法65条2項
	過少申告加算税の額 (⑧×⑨)	⑩	20,000	304,000	
過少申告加算税の額 (⑦+⑩)		⑪	110,000	962,000	
本件各賦課決定処分により納付すべき過少申告加算税の額		⑫	87,500	923,000	甲第1号証の3, 4の各1枚目「この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額」の「過少申告加算税」欄

(注1) 事業年度について、「平成」を「H」と表示している。